

旭川市地域防災計画の修正概要

1 北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正

- (1) 市民の責務に1週間分の食料や電気を使用しない石油ストーブ等の備蓄について追記
新旧対照表（P 4）
※旭川市地域防災計画（案）の総則編 第3節 第1市民（総-10）
- (2) 地域特性や地域の災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施することを追記
新旧対照表（P 6）
※震災対策編 第1章 第3節 第3防災訓練の実施（震-10）
- (3) 児童生徒の防災意識を高めるための「1日防災学校」を効果的に活用することを追記
新旧対照表（P 8）
※震災対策編 第1章 第6節 第11文教対策の整備（震-24）
- (4) 大規模停電に対する予防、応急対策について、「大規模停電災害対策」を新設
新旧対照表（P 29）
※事故災害対策編 第8節（事-29）

2 既に取り組んでいる内容を反映（実態に合わせた修正）

- (1) 地域防災計画の見直しに合わせ、業務継続計画等の見直しについて追記
新旧対照表（P 6）
※震災対策編 第1章 第3節 第1防災体制の整備（震-8）
- (2) 避難の理解向上のため、これまでに指定避難所等を広く周知していることから追記
新旧対照表（P 6）
※震災対策編 第1章 第5節 第1指定緊急避難場所及び指定避難所の整備（震-16）
- (3) 厳冬期の避難を考慮した、暖房器具等の資機材を補充していることから追記
新旧対照表（P 7）
※震災対策編 第1章 第6節 第6備蓄体制の整備（震-22）
- (4) 避難路となり得る生活道路の整備やバリアフリー化を推進していることから追記
新旧対照表（P 8）
※震災対策編 第1章 第7節 第1要配慮者への街づくり対策（震-25）

- (5) 避難行動要支援者名簿を複数媒体により保管していることから追記
新旧対照表（P 9）
※震災対策編 第1章 第7節 第2 在宅の避難行動要支援者への対策（震-28）
- (6) 洪水ハザードマップ等を活用し、とるべき行動を理解促進していることから追記
新旧対照表（P17）
※風水害・雪害・火山災害対策編 第1章 第1節 第1 水害対策の推進（風-2）

3 その他の修正

- (1) 旭川市社会福祉協議会長を防災会議委員として任命したことによる追記
- (2) 北海道電力ネットワーク株式会社の分社化による名称変更，事務分掌の見直しに伴う修正
- (3) 新たに協定を締結したことによる追記
- (4) 組織見直しに伴う修正
- (5) 文言修正
- (6) 資料編の修正
 - ア 各統計等に最新の数値を追加するなどの修正
 - イ 新たな協定締結による協定締結一覧の更新
 - ウ 指定避難所等一覧の更新